

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
140010	陸上自衛隊、国土復興支援部隊の創設	-	現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。	C	-	自衛隊の任務は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織で構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務については自衛隊は知見を有していないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援部隊新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土木工事等の受託」の規定に基づいて、その要件に依り、現有の自衛隊の装備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいる所存である。						1 0 2 0 4 0	個人	三重県	防衛省	
140011	陸上自衛隊、国土復興支援部隊の創設	-	現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援部隊」を創設し、その任務に当てる。	C	-	自衛隊の任務は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織で構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務については自衛隊は知見を有していないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援部隊新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土木工事等の受託」の規定に基づいて、その要件に依り、現有の自衛隊の装備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいる所存である。	有害鳥獣対策事業を自衛隊に委託する場合、自衛隊法第100条第1項の要件である「自衛隊の訓練の目的」を満たす基準を明確にし、具体的に想定される出動の要件を回答されたい。				1 0 0 2 0 4 0	個人	三重県	防衛省		
140020	入札参加資格を、受託し得た資金をもって非常利事業を実施する特定非常利活動法人に限定する	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第73条	契約担当等は、一般競争に付そうする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があるときは、各府省庁の長の定めるところにより、資格を有する者につき、さらに当該競争に参加者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定する。	沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非常利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする。	公共調達(会計法第20条第18、8、25)によると、「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやくも国民から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない」とされており、また、留意事項として、「予算決算及び会計法第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること」ともされていることから、不発弾の陸上処理において、入札参加資格をNPO団体に限定して競争入札を実施することは、民間事業者の参加する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。	C	-	不発弾処理に関しては、適切な実施、実務経験等が要求されるため、専門的な知識、実務経験等が要求されると考えられるが、競争入札の実施にあたってどのように勘案されているか、また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定される不発弾処理に関する入札の要件を回答されたい。	貴省の回答を果たして回答と捉えてよいものか甚だ疑問に感じております。某NPOが貴省の窓口を訪ねる営利企業の排除を申し入れたらというのであればこの様な回答も有り得まよふが、申しも内閣府提議の構造改革に即つての申請です。現行の規制、法律等とその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しく幸福をもたらすのであれば従来の構造を改善するというのが構造改革特区であると理解しております。当事業の構想に対し異議を唱える者は来だ一人も知りません。費用対効果、適度的な見地、その地味々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。			1 0 5 0 1 0	県民の手による不発弾の最終処分を考る会	沖縄県	環境省 防衛省			
140030	国が移転補償で買った土地を、営利目的の民間へ無償で貸付	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第7条 周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて(平成15年1月17日施本第39号)	周辺財産については、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、民間に対しては、有償使用許可を行っており、地方公共団体に対しては、広場、花壇及び駐車場等に使用する場合には、飛行場等の周辺的生活環境の整備の一環をなすものとして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、無償使用許可を行っているところである。	基地の騒音により国が移転補償を行って買上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に、無償での貸付を認める。	提案理由: 三沢米軍基地の周辺には、軍用機の騒音により国の移転補償を受けて住宅が移転し、無人の国有地となつた移転跡地(防衛省所管行政財産)が、市の人口分布帯を分断するようになっており、三沢市のまちづくり上、大きな障害となっている。また移転跡地は、国においてもなら活用方法のないまま、国が軍対等の維持管理費を負担し続けており、国民の負担となっている。しかし、もともとそこに住んでいた人は騒音を許して移転したとはいえ、それ以外の人にとっては、移転跡地は環境は悪くとも、仮に無償で使用できるとなれば、市街地にも近いことから、跡地内で営業活動などをしようとする人もありうると思われる。活用されない土地を国で管理し続けるよりは、その一部であっても、無償で企業や個人に貸付け活用させた方が、国の負担も減り、土地の有効活用も図られることから、営利活動を行うことを目的とした民間企業や個人が無償で移転跡地の貸付を受けられるよう、特例を設けていただきたい。	C	-	本件については、国有財産行政を統括する財務省の見解に沿った対応をすべきと考えており、防衛省としても、本提案は検討要の対応とはなり得ないと考える。 なお、移転補償により買入れた土地については、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、民間に対しては、有償使用許可を行っており、地方公共団体に対しては、広場、花壇及び駐車場等に使用する場合には、飛行場等の周辺的生活環境の整備の一環をなすものとして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、無償使用許可を行っている。				1 0 4 3 1 0	三沢市	青森県	財務省 防衛省			